

新型コロナウイルスの影響により水道料金の支払いが困難な方を対象に
水道料金の減免制度を創設しました！

減免の対象者

水道料金に未納がない方で、次のいずれかに当てはまる方が対象です。

- 国の持続化給付金を受給した中小法人及び個人事業者
- 生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）特例制度の貸付決定者
- 市税等の徴収猶予の特例制度による徴収猶予の決定を受けた者
- 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の受給決定者

減免となる料金

令和2年5月検針分及び6月検針分の水道料金の全額を免除します。

※ただし、免除金額の上限は50万円です。また、下水道使用料は減免の対象になりません。

申請方法

下記の提出書類を吉川市水道課宛てに郵送してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送での申請をお願いします。

【提出先】 〒342-0016 吉川市大字会野谷496番地 吉川市水道課 宛て

【申請期間】 令和2年8月3日（月）から令和2年11月30日（月）まで
（当日消印有効）

提出書類

①水道事業納付金減免申請書（新型コロナウイルス感染症対応）

※減免申請書は市の公式ホームページからダウンロードできます。

②対象者の要件に当てはまることが確認できる書類の写し

具体例

- ・持続化給付金支給決定通知書の写し
- ・生活福祉資金貸付決定通知書の写し
- ・徴収猶予許可通知書の写し
- ・住居確保給付金支給決定通知書の写し



【問い合わせ先】

吉川市水道課庶務係 電話番号 048-982-7711
（平日 8:30～17:00）